## 接骨院・整骨院をご利用の方へ

# 令和9年1月から
# 償還払いの対象者が拡大されます。
# 「特定の患者」に「長期かつ多部位」の類型が追加

## 適切な接骨院・整骨院の利用にご協力お願いいたします。

### 償還払いって？

接骨院・整骨院の療養費には、健康保険の対象外となる施術が含まれている場合があります。このため、健保組合では厚生労働省の求めに基づき、施術内容や負傷原因について患者照会を実施しています。また、適正な療養費支給のため、下記に該当する方については、「受領委任払い」から「償還払い」へ変更する仕組みを導入しています。

**受領委任払い**

窓口で自己負担分のみを支払い、接骨院・整骨院が療養費を健保組合に請求します。

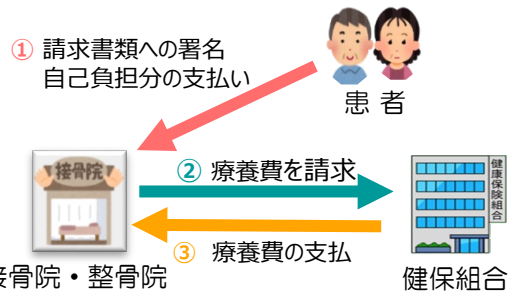


**償 還 払 い**

窓口で全額を負担し、後から健保組合に療養費を請求して払い戻しを受けます。

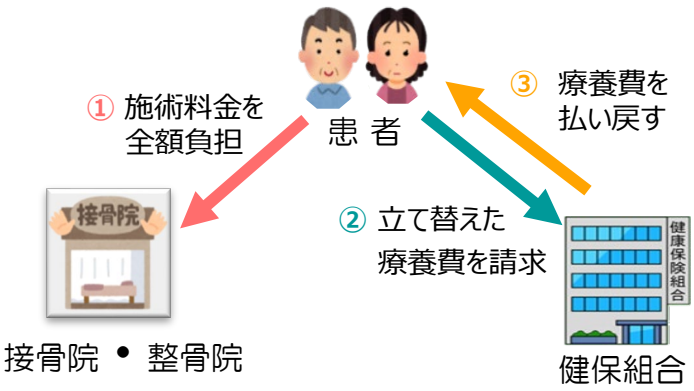


### 償還払いへの変更の対象となる「特定の患者」は？

① 健康保険組合が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者

② 複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者

③ 長期かつ頻回に施術を継続して受けている患者（５ヶ月超かつ月１０以上）

④ **長期※かつ多部位（いわゆる「部位転がし」の言い換え）の類型を追加**

**※具体的には、<u>直近１年間のうち、通算８ヶ月以上かつ９部位以上</u>**（令和９年１月～）

NEW

## 接骨院・整骨院で健康保険が使える範囲

| 認められるもの | 認められないもの |
| --- | --- |
| **負傷原因がハッキリしている<br>外傷性が明らかな**<br>● 打撲<br>● 捻挫<br>● 挫傷（肉離れ）<br>● 骨折<br>● 脱臼 | ● 日常生活の疲れや老化による肩こり・膝の痛み等<br>● けがではない病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニア等)による痛み・こり<br>● 運動後の筋肉疲労<br>● リラクゼーション目的のマッサージ<br>● 症状の改善が見られない長期の施術<br>● 脳疾患の後遺症や慢性病からくる痛みやしびれ<br>● 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき<br>● 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）<br>● 仕事中や通勤途上のけが（労災保険が適用） |

**疲労回復・慰安を目的とする施術は 健康保険の対象外 です**

### 接骨院・整骨院で健康保険を使うときは、ここに注意！

- **痛みの原因を正確に伝えましょう**
  健康保険の対象外の場合がありますので、正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを確認してください。
- **療養費支給申請書の内容をよく確認して署名しましょう**
  療養費支給申請書は健保組合への請求のための大切な書類です。
  白紙の用紙に署名せず、記載内容を確認してから自筆で署名してください。
- **領収書は必ず受け取りましょう**
  **施術所は、原則として無料で領収書（明細書）を発行する義務があります。この領収書は、保険者からの患者照会の際にご利用いただけるだけでなく、受けた施術の記録になります。必ず受け取って大切に保管ください。**
- **施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう**
  長期に施術を受けても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられますので、 医師の診察を受けてください。

## ≪柔道整復療養費適正化へのご協力のお願い≫

厚生労働省からの指導に基づき、柔道整復療養費の適正な請求・給付を確保するため、健康保険で接骨院・整骨院を利用した方に、施術内容や負傷原因などを文書またはWEB、電話により確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただきますようお願いいたします。 ※未回答の場合、償還払い変更対象である「特定の患者」に該当します。